

幼稚園指導主事協議会について

玉越三朗

昭和三十一年二月八日、九日の兩日東京お茶の水女子大学附属幼稚園で文部省主催の各都道府県教育委員会幼稚園担当指導主事および各都道府県私立幼稚園事務担当者の連絡協議会が催された。

この協議会は、こんど作成された「幼稚園教育要領」の趣旨説明と各都道府県の幼稚園運営に対する問題点の協議が主眼であった。その大略を次に述べると次のとおりである。

1 幼稚園教育要領の趣旨説明

幼稚園教育要領の説明は、第一章をお茶の水女子大学附属小学校校長武田一郎氏、第二章を文部省の玉越事務官、第三章を文部省の伊藤事務官がそれぞれ担当した。これに先だち文部省の上野初等教育課長から大要次のようなあいさつがあった。

(1) 幼稚園教育要領は、四年間かかって作りあげ、その間地方の先生方の御意見も伺ってそれをじゅうぶん取り入れて作った。

(2) 作成に当って留意した点は、

。 教育目標をはっきりさせたこと

。 小学校との連関を考えたこと

。 わかりやすくしたこと

(3) 最後の仕上げは武田先生、大島視学官、奥田、伊藤、玉越の各事務官で行った。

(4) 清瀬大臣が全部読まれて、省内としてもじゅうぶん研究して作りあげた。

(5) この幼稚園教育要領は、先生方一人一人に持っていたき、じゅうぶん研究していただくよう御指導願いたい。(定価も八円であるから各人に持っていたいても無理ではないと思う。)

(6) フレーベル館で発行するが、出れば出る程欠損になる。その購入は、フレーベル館の各代理店で扱っているから、そこで購入していただきたい。

(7) 小学校でも少くとも一冊は備えるように御指導願いたい。

◎ 第一章の趣旨説明の要点

(1) この教育要領は、小学校の学習指導要領と同じ性格のものである。

(2) 前の「保育要領」は、幼稚園、保育所共通のものであったが、「幼稚園教育要領」は、幼稚園教育における教育課程についてのことを書いたものである。

(3) 幼稚園教育の目標は、学校教育法第七十七条の幼稚園の目的および第七十八条の幼稚園の目標がもとになっている。

(4) 指導の計画を作りやすくするためにこの目標を具体的ににして、目標を指導計画に移行しやすいようにする必要がある。そこでこの教育要領では、この目標をさらに具体的に示している。

(5) 具体的な目標の一は、学校教育法の目標の一を具体化したものである。○印をつけたのは、目標の具体的な内容を示したものである。(○印の説明省略以下同じ)

(6) 具体的な目標の二は、学校教育法の目標の二と三の前半をとってまとめたものである。(小学校の目標の一に当るものである。)

(7) 具体的な目標の三は、学校教育法の目標の三の後半を具体化したものである。

(8) 具体的な目標の四は、学校教育法の目標の四を具体化したものである。

(9) 具体的な目標の五は、学校教育法の目

標の五を具体化したものである。

◎ 第二章の趣旨説明の要点

(1) 教育内容は、目標にそってそれをそのまま具体化したものである。

(2) 教育内容を考えるときの基本的な事項として考えたことは、

A 幼稚園は、小学校のように教科というようなくで学習させるのではなく、幼児のしぜんな生活指導の姿で健康とか社会とか自然などでねらう内容を身につけていくものである。

B 経験領域を(一)健康 (二)社会 (三)自然 (四)言語 (五)音楽リズム (六)絵画製作の六つに分けているが、これは指導計画を構成していく場合の橋渡しのために仮りに分けたので、このように分けたままで指導計画を立案するのではない。

C 六領域毎に「幼児の発達上の特徴」をあげたのは、指導計画を立案するに当って教育内容を考えるには、幼児の成長発達上の特徴を考えなければならない。これを忘れて教育内容を選択したのではその目標はとうてい達成できないということを示すためにあえて示したのである。

D 教育要領にどの程度の内容を盛るかの点については、教育要領は、文部省で現場の

先生に指導計画を立てる場合の内容についての基準を示すものであるから、あまりくわしく示してしまうと地域や幼児の実情を考慮して立案する先生方の工夫を束縛してしまうことになり、またあまり簡単だと何の手がかりも得られなくなってしまふことになる。そこで現場で立案する指導計画にある程度巾を持たせられる余地を持たせるようにして内容の基準を示すという点から考えたのである。

E 内容としてとりあげる範囲をどうするかについては、幼児の生活全般に亘る広い範囲のいろいろな経験を予想するが、教育要領では、このうち幼稚園の目標を達成するために、幼稚園という環境のなかで、多くの幼児たちが直接に経験し、かつ幼児に経験させることが望ましいと思われる主なものだけに限るということにした。

F 年齢別に示さなかった点については、幼児は、その生活環境の相違によって、同じ年齢でも発達度が非常に違うことが多くて、年齢差に応じてはつきり示すことが困難であること。および指導の重点が数年間継続して習慣化されなければならない生活態度とか生活習慣にあることから、年齢別に示してもあまり意味がないことからである。

G 表現を幼児の活動の形で出した点については、この教育要領は、教師に示すもので

あるから、教師の立場からの表現でよいのであるが、教師がここに書かれている内容をそのまま口で教えるものでなく、この内容を幼稚園独特の指導方法で幼児に経験させて目標を達成していくべきものであるということ、および教師が幼児を指導する場合の角度づけがわかるようにしたほうがよいということから、……する。……を比べる。……に気づくというように幼児の活動そのものを示すことにしたのである。つまり表現を抽象的、観念的にしないで、具体的にしてその事がらがよくわかるようにしたのである。

またその表現は、できるだけ幼稚園だけにしか通用しない言葉でなく、学校として共通な言葉を使うようにしたのである。

H 望ましい経験の表わし方については、この経験ということではなく、こういう面の経験という意味で各領域毎にあげたのである。

たとえば、一、健康生活のためのよい習慣をつけるのうち「清潔」については、

○皮膚・髪の毛……は幼児の身体そのものについての清潔をいい、○仕事や遊びのあと……は身体を使った後の身体の清潔についていい、○せつけんや……は身体を清潔にするために使う物の使用法についていい、○歯をみがいたり……○はなをかむ。○

汗をふくは口喉、鼻腔など常に汚れたり、汚物が出たりするところの清潔についてい、
○手ぬぐいやハンカチは…… ○ちり紙やハンカチを……は身体に着けるものについての清潔をい、 ○はな紙や紙くずは…… ○使いよごした……は不潔な物または不潔になつた物についての処置についてい、 ○炊事場や手洗場……は常に清潔にして置かなければならない場所についての清潔をい、
○戸や窓を……は部屋の清潔特に幼稚園でおろそかにされている清潔な空気を吸う習慣を注意するという意味で、このような表現をしたのである。

なお、社会と自然に「身近にある道具や機械を見る」とあげているが、これは社会ではその道具や機械が社会生活に利用され役だっているという点について、自然では道具や機械の構造や操作についての関心をたかめるといふ点から見るといふこと、つまりこれらについてはその指導に当って常に両面を忘れないようにしてもらふためという意味で、このように分けて示したのである。

◎ 第三章の趣旨説明の要点

(1) 指導計画は、幼稚園教育の目的や目標を実現するためにはどうしても作成されなければならない。

(2) 幼稚園の指導計画は、生活を指導するという生活指導の形で指導するのであるから、弾力性を持たせるようにしなければならない。

(3) 指導計画作成上の一般的な着眼点は次のようなことである。

A 幼児の時期は発達の面で特色がある時期だから、その発達の程度に適した計画を立てなければならぬ。

B 幼稚園では教えこむのではなく、幼児の生活経験にのつてそれをよりあげていくのであるから、計画は幼児の生活経験を基盤として、しぜんに展開するように組織しなければならない。

C 計画は、地域社会の特性を考慮しながらも、調和的な人間形成の重要性を忘れないようにしなければならない。

D 計画は、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作などのあらゆる側面にわたって、均衡のとれるようにしなければならない。ここに均衡のとれたというのは、これを平板的につまりどれも同じようにとりあげるといふのではなく、何かを重点としてそれを中心として均衡がとれたものという意味である。

E 計画は、季節とか、幼稚園や地域社会の行事を考慮しなければならない。ここにい

う行事とは、教育的に意義あるもので従来のようなものを無批判にとり入れるという意味でない。

F 計画は、物的な環境施設によって左右されることが多い。本来なら指導計画ができてからその計画を実施するのにつごうのよい物的環境を整えるのが常である。しかしそうはいかない現状であるから、現実の施設設備を指導計画に即するよう改善し、あるいは教育効果を最高度にあげられるように環境施設を考慮して計画を立てなければならない。

(4) 年単位の指導計画においては、その教育日数を少くとも年間二二〇日以上考えなければならない。

(5) 一日の指導計画は、四時間を原則として立てるが、幼児の年齢や季節を考慮して園長が適切にきめなければならない。

(6) 指導計画の改善は常に行われなければならないが、このためには、指導計画を実施したら必ず実施中気づいた事項を記録し（実施した結果幼児にあらわれてくるものについては、この結果を幼児指導要録に記入する）てその改善に役だてなければならない。

この改善は、教育をより効果的にするためにはぜひ必要なことである。

（幼稚園運営に対する問題点の協議については省略する。）